

原発特措法に係る固定資産税の不均一課税について

いわき市では、原子力発電施設等立地地域に指定（平成15年4月1日付）されたことに伴い、該当要件を満たす令和9年3月31日取得分までの新增設資産について、3年間固定資産税の税率を引き下げる不均一課税が受けられます。

該当要件

- 【対象業種】 製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業
- 【取得価額】 合計2,700万円超（事業会計年度内における減価償却資産【※1】）
- 【雇用】 新規（増加）雇用者15名超（道路貨物運送業、こん包業、卸売業）※製造業は雇用要件なし。

【※1】減価償却資産（対象業種の用に直接供されるものに限る）

- ①建物及びその附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶 ⑤航空機 ⑥車両及び運搬具
- ⑦工具、器具及び備品

対象資産

- ① 事業の用に供するために新增設した、建物並びに機械及び装置
（災害により滅失又は損壊した資産に代わるものとして新增設した資産も含む）
 - ② 対象建物の建設に着手した土地（取得日翌日から1年以内）
- 【対象外資産】
- 研究開発に使用する機械装置の新增設
 - 経年劣化に伴う機械装置の更新（ただし、更新により生産能力が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加した場合には、その生産能力が増加した部分に係る資産は対象）

税率

- 通常税率：1.4%
- 初年度：0.14%（1/10）、第二年度：0.35%（1/4）、第三年度：0.7%（1/2）

申請期限（提出書類のうち、①及び②については、申請期限内に提出してください。）

3月20日（期限厳守）

※休日の場合、翌開庁日が申請期限となります。

提出書類

（③から⑤については、申請期限後に別途提出の依頼をさせていただきます。）

- ① 固定資産税不均一課税申請書（第2号様式）→該当事業年度ごとに提出
- ② 固定資産明細書（付表）
- ③ 該当事業年度の決算報告書の写し
- ④ 該当事業年度の確定申告書の写し（別表1、別表16、減価償却資産明細書）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※実地調査時には、該当資産についての資料等を別途提出していただきます。

※継続分についても不均一課税の申請は毎年（2、3年度目）必要です（一度決定になった資産でも自動的に不均一課税が継続決定されるわけではありません）。なお、2年度目以降は①・②のみ提出となります。

※申請書等（①、②）については、いわき市ホームページ（<https://www.city.iwaki.lg.jp>）よりダウンロードするか、資産税課償却資産係にお問い合わせください。

【ダウンロード方法】

トップページ画面のキーワード検索にて「不均一課税」と入力して検索→「固定資産税課税免除・不均一課税申請書」をクリック→ページ下段より①又は②を選択

お問い合わせ先・申請窓口

いわき市財政部資産税課 償却資産係 TEL:0246-22-7434